

## 議 事 録

会議の名称	第18回上牧町学校統合準備委員会（総務部会）会議	
開催日時	令和7年11月14日 午後4時25分から（予定より10分繰下）	
開催場所	上牧町役場 西館2階 第6会議室	
出席者 （委員等）	部会長、委員6名、町立中学校音楽教員2名	
出席者 （事務局等）	教育総務課長、教育総務課長補佐、教育総務課主事 音楽制作 SHIOKAWA	
傍聴の有無	なし	
議事録の 作成方法	要点筆記	
会議の議事	議題No.	議題の名称
	1	開会
	2	校歌制作について
	3	制服・学用品の取扱いについて
	4	その他（連絡事項等）
	5	閉会
会議資料	資料No.	資料の名称
		なし
決定事項	※本文参照	
特記事項	なし	
次回日程	未定	

内容（簡易対話形式）

1. 開会

事務局 定刻により開会する。  
なお、本会議は「上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則」第10条の規定に基づいて公開とし、会議録作成のためICレコーダーで録音していることについてご了承いただきたい。また、本日の会議は、音楽制作 SHIOKAWA 様（以下、「SHIOKAWA」という。）にも出席いただいている。  
それでは、配付資料について確認する。

（事務局が配付資料を確認）

2. 校歌制作について

部会長 それでは、案件事項の議事を進める。  
まず、「校歌制作について」に関して、事務局から説明をお願いします。

事務局 先日開催された校歌制作者選考会を経て、校歌制作者となった音楽制作 SHIOKAWA 様から提示いただいた2つの校歌案の音源をお聞きいただき、校歌によりふさわしい曲を2案のうちから生徒に投票いただくに当たり、曲・詞を案のまま進めるかどうかを協議いただきたい。

部会長 説明いただいた進め方について、何か質問等はないか。

（質問等なし）

部会長 校歌案の音源の提示をお願いします。

（校歌案 A、校歌案 B の音源を提示）

事務局 後世に残っていくものであるため、忌憚のない意見をいただき、よりよい校歌を制作できればと考えている。

部会長 2つの校歌案を提示いただいたが、生徒による投票を実施するに当たり、曲・詞を案のまま進めるかどうかについて、何か意見等はないか。

(検討・協議)

委員 「青峰の」の歌詞の変更についてであるが、両校の現在の校歌に「葛城」という地名が含まれていることから、「葛城の」に変更すると、両校の校歌を引き継ぐことができ、よいかと思う。また、「元気よく」を中学生に適した言葉に変更するとよいかと思う。

部会長 「滝川」や「ささゆり」、「片岡の郷」等の公募フレーズや統合コンセプトを含めて制作いただいているため、基本的には現在いただいている案で進め、先程意見として出ていた歌詞やリズムの懸念事項に関しては、一部を変更していただくということでよいか。なお、変更にあたっては、歌詞は「青峰の」と「元気よく」の部分を変更し、リズムは指導上の懸念がある箇所を音楽教員から示したうえで変更するというだけでよいか。

(異議なし)

事務局 仕様書上、12月1日までに2曲を提出していただく必要がある。現在は提案をいただいている状態であるが、11月21日までに修正案を提示した場合、期日までに修正して提出いただくことは可能か。

SHIOKAWA 可能である。修正案については、PDFファイルでいただければありがたいと思う。

部会長 音楽教員で相談のうえ、リズムの修正案を事務局に提出いた

できればと思う。

ほかに意見等はあるか。

(意見等なし)

部会長           では、協議内容に基づき、対応及び調整をお願いしたいと思う。

事務局           以降の議事は別件となるため、SHIOKAWA 様にはここで退出いただく。

(SHIOKAWA・音楽教員 2 名が退出)

### 3. 制服・学用品の取扱いについて

部会長           続いて、「制服・学用品の取扱いについて」に関して、事務局から説明をお願いします。

事務局           先日、教頭先生や販売業者の方と入学説明会や採寸に向けた打ち合わせを行った。その際に、現在の中学校の制服や学用品の利用を希望される保護者への対応方針を明確にしてもらいたいとの要望があった。

新 1 年生については、新たな中学校のコンセプトを踏まえた制服であるため、原則、この制服を着ていただく方針であると伝えるが、新しい制服を強制的に購入いただく根拠がないことから、どうしても納得いただけない場合には認めざるを得ないと考えている旨を説明したものの、不本意ながら新しい制服を購入した保護者がいた場合、既存の着用が認められていることが判明すると、トラブルにつながる恐れがあるとのことで対応方針を決めていただきたいとのことであった。

費用を全額補助できれば、このような問題は生じないものと思うものの、実現不可能である。また、打ち合わせの場では、移行期間を設け、新 1 年生についても既存制服の着用を認めてはいかかとの提案もいただいたが、1 学年の中で 3 種類の制服が入り

混じる状況となることから、学校現場として生徒指導上の問題が生じないかとの疑義があったため、総務部会において協議のうえ、対応方針を決定したいと回答している。

新入生説明会が12月3日及び4日に開催されるため、本日協議・検討いただき、対応方針を決定できればと考えている。

部会長           ただいまの説明について、何か意見等はあるか。

委員            新入生の制服について、お下がりをお認めるかどうかということでしょうか。

事務局           お見込みのとおりである。なお、新2年生・3年生については、既存の制服を着用予定である。業者からは、在庫の扱いに関わるため、対応方針を決定していただきたいとの要望をいただいている。

委員            制服を変更された近隣市町村での話になるが、既存の制服の着用を拒否することはできないことにくわえ、新たに既存の制服を製造することはないことから時が経てば自然と新しい制服に変わっていくという考え方で、どうしてもという場合には既存の制服の着用を認めているところと、3年間の移行期間を設けているところがある。

移行期間を3年間と決めた根拠を尋ねたところ、移行を開始した学年が3年後に卒業するためキリがよいという理由のみであった。また、移行期間終了直後に既存の制服を利用したいとの要望があった場合はどのように対応するのかと尋ねたところ、回答に困っておられた。そのため、移行期間については、どのような根拠で何年間と決定するのが難しいと思う。

香芝市では制服の購入に補助を出しているが、上牧町ではそれができないとのことであるため、厳しい状況にあるかと思う。

仮に、上牧町では近隣とは異なる対応をとると決定した場合なぜ近隣とは異なるのかと問われる可能性が考えられるため、確固たる根拠が必要になるかと思う。

以上のことから、自然と新しい制服に変わっていくのを待つ

しかないのではないかと思う。

事務局 仮に移行期間を設けるとすると、既存の制服を着用する新2年生・3年生が卒業するまでにくわえ、開校初年度の子どもたちに既存の制服の着用を認めるとした場合を考えると、3年間はよいかと思う。しかし、移行期間終了後にも既存の制服を着用したいとの要望がないとも限らず、延々と続く問題になってしまうことが危惧される。

委員 既存の制服を着用している子どもたちの傾向を尋ねたところ、詰襟を着用する子どもは初年度からほぼおらず、2年目や3年目になるといなくなるが、セーラー服を着用する子どもが残るとのことであった。セーラー服が残る理由については、高校の制服はブレザーのものが圧倒的に多く、セーラー服が少ないためとのことであった。

委員 香芝市は制服の購入に補助を出しているとのことであったが、どの程度の額であるのか。

事務局 約4万円を上限とされていた。

委員 所得による制限はあるのか。

事務局 所得制限はなかったように記憶している。

委員 その補助については、新入生のみを対象とした事業であるのか。また、今後も続く事業であるのか。

委員 入学時の事業であるが、今後も続く事業であるかは香芝市に尋ねてみる必要がある。

委員 このような事業については、次の年度の子どもに対しても実施してほしいとの要望があがるように思う。

委員	<p>制服は揃えるためにあるものであることから、揃わない状態では意味がないように思う。揃えるためにということであれば、移行期間を 3 年間として区切るという形をとっても根拠があるのではないか。</p>
委員	<p>移行期間について尋ねた学校では、それでは根拠立てが難しいとのことであった。</p>
委員	<p>上牧第二中学校で体操服を変更した際に、教員で移行期間について話し合ったが、その時は 3 年間ということになった。強制はできないが、学校としては、学校は集団活動の場であり、学校外で本校の生徒と分かるようにするためにも変更にご理解いただきたいと保護者の方には説明していた。その際は、その説明で拒否をされたことはなかった。</p>
委員	<p>このようなコンセプトで作られた制服であり、原則として着用していただきたいという説明は当然させていただくが、その説明を聞いたとしてもご納得いただけない保護者の方がおられる場合に、強制はできず、説明することしかできないことから、どのように対応するのか、納得していただける根拠をどのように持つのかということが問題である。</p> <p>保護者の方に費用負担を求めざるを得ない中で、近隣で既存の制服の着用を認めている事例があることから、強制はできないものと思う。また、総務部会で決定できればとのことであるが、根拠を持つには厳しいところがあるように思う。</p>
部会長	<p>上牧第二中学校区の生徒であれば、自転車通学やバス通学に当たって、自転車やバスの定期的購入等で支出が増えると思うため、費用負担の面では厳しいところがあり、強制は難しいと思う。</p>
委員	<p>自然に変わっていくのを待つしかないように思う。</p>
委員	<p>自然に変わるのを待つ場合は、新年度からは既存の制服の販</p>

売を業者の方にしないようにしていただかなければならないと考える。新年度に入ってから、サイズが合わなくなった等で新2年生・3年生が既存の制服の購入を希望されることも考えられるが、その場合には新しい制服を購入いただくとしても、理解を得ることができるのではないかと思う。

事務局 新2年生・3年生が既存の制服の購入を希望された際に、在庫がある場合には販売してもよいとするのはいかがか。

委員 制服を揃えていくに当たっては、既存の制服を新たに販売することは望ましくないと思う。しかし、業者としては在庫を販売できるか否かで収益が変わってくるということを考えると、新2年生・3年生に対する販売については、認めざるを得ないようにも思う。

部会長 例えば、今年度中に新2年生・3年生向けに在庫を全て販売してもらうことができれば、新2年生・3年生がサイズが合わなくなった時の問題も、業者の在庫の問題も解消できるのではないか。

委員 既存の制服・学用品の取扱いに関しては、説明をしたとしてもご納得いただかず、既存のものを利用させたいという保護者の方がおられる場合に、どのように対応するのかと、仮に既存のものを利用を認めた場合に、移行期間を設けるか否かということが論点になると思う。

近隣の状況に鑑みると、既存のものを利用を認めざるを得ないと思う。また、移行期間については、設けたとしても意味をなさないと思うため、設ける必要はないと思う。なお、既存のものの販売に当たっては、検討が必要と考えている。

委員 学校としては、新しいものを利用いただきたいという原則を説明したうえで、どうしてもご納得いただけない場合におっしゃっていただいた対応をとるということではどうか。

委員	お見込みのとおりである。
委員	既存の制服を着用したいという子も出てくると思うが、反対に、新2年生・3年生の中には新しい制服を着用したいという子も出てくると思う。その場合は新しい制服の着用も認めることになると思う。
部会長	制服の上下で、既存のものと新しいものが入り混じる場合も考えられると思う。
委員	制服が揃っていると指導はしやすいと思う。しかし、機能面も考慮したうえで選定し、新しい制服として販売しているものを、保護者がわざわざ購入して着用させたいと要望された際に、断ることはできないものと思う。
委員	近隣市町村での事例もあるため、既存の制服・学用品の取扱いに関しては、説明をしたとしてもご納得いただかず、既存のものを利用させたいという保護者の方がおられる場合には、利用していただくということによいと思う。
部会長	ほかに意見等はないか。  (意見等なし)
部会長	新入生保護者説明会での制服・学用品の取扱いの説明については、新しい制服・学用品の説明をし、移行期間は設けないこととしたうえで、説明にご納得いただかず、既存のものを利用させたいとの要望が保護者の方からあった場合には、既存のものを利用を認めるということによいか。  (異議等なし)
委員	補足にはなるが、学用品については、既存のものから大きく変更となるのは、体操服と靴である。この2点以外の学用品について

ては、体育館シューズは色のみを変更し、上靴は従来と同じものを従来と同様に学年の色を指定する形で考えている。

学用品についても、制服と同様に、新2年生・3年生で新しいものを利用したいという要望がある場合は、認める形でよいと考えている。

委員 既存の制服・学用品の販売については、学校で案内をするのか。

事務局 まずは業者と検討させていただきたい。

部会長 既存の制服・学用品の販売については、事務局と業者で検討いただければと思う。

#### 4. その他（連絡事項等）

部会長 連絡事項等について、委員又は事務局から何かあるか。

（連絡事項等なし）

部会長 それでは、本日の案件事項は以上となるため、事務局に進行を移したいと思う。

#### 5. 閉会

事務局 以上をもって、第18回上牧町学校統合準備委員会（総務部会）会議を閉会する。

以上